

マリレジャーに関する安全情報など様々な情報をお届けします！

海の事故情報 プレジャーボート等の海難、マリレジャーに伴う海浜事故発生状況 プレジャーボートの海難

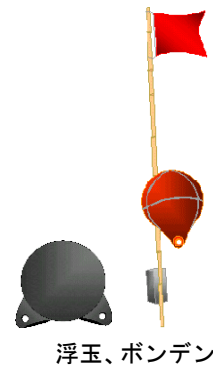
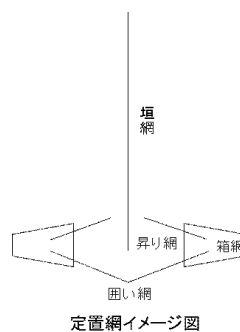
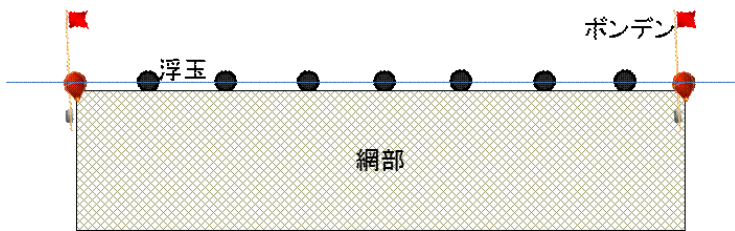
- ① 【推進器障害】9月2日、青森県陸奥湾内で、プレジャーボート（10トン、6名乗船）が航行中に定置網に絡網して、一時航行できなくなりました。同船は、その後自力で網から抜け出し、乗船者に怪我等はありませんでした。

沿岸部や湾内には、定置網や養殖施設の漁具が多数設置されています。航行する予定の海域については、事前に漁具の設置状況を把握しておきましょう。また、周囲の見張りをを行い、海上に浮玉やボンデン（目印として使う浮き付の旗ざお）を見つけた場合は、漁具がある可能性が高いので、周囲の状況を確認して慎重に航行しましょう。

定置漁業など漁業権に基づく漁業が行われる区域の概略については、海上保安庁海洋情報部が提供している「海洋政策支援情報ツール」でご覧いただけます。（詳細は、海の安全情報でご紹介しています。）

〔参考〕定置網漁具について

下の図は、定置網漁具をイメージしていただくための参考図です。定置網漁具は、一般に陸側から沖側に突き出すように設置されていて、魚を網に誘導するための垣網、囲い網、昇り網と、魚を最終的に集める箱網などが一式で設置されています。定置網の種類にもよりますが、垣網の長さは、500m以上にも及ぶものもあります。また、網には浮玉やロープがたくさん取り付けられています。沖側の先端には、標識灯付の大型のボンデンや灯浮標が設置されていることが多いので、注意して網を避けて沖側を航行しましょう。



- ② 【運航阻害※】9月16日、宮城県七ヶ浜町沖において、水上オートバイ（0.2トン、1名乗船）で遊走中、波を飛び越えて着水した際の衝撃で、操縦者の男性が尾てい骨を強打して操船が困難となり、泳いで付近の海岸にたどり着き、間もなく病院に搬送されました。水上オートバイは半没状態で漂流していましたが、海上保安庁の監視取締艇により、付近の港に曳航されました。男性は救命胴衣を着用していましたが、携帯電話は持っていませんでした。

もしもの場合に備え、必ず携帯電話（防水タイプ又は防水パック使用）などの連絡手段を確保しましょう。

※運航阻害…バッテリーの過放電、燃料欠乏、無人漂流などをいう。



釣り中の死亡事故が発生しています！

9月9日、岩手県広田半島の磯場で、家族や知人と一緒に釣りをしていた男性が、波を受けて海に転落し、行方不明となりました。男性は、ライフジャケットを着用しておらず、その後、潜水捜索中の仙台航空基地機動救難士により、現場付近海底から遺体で発見されました。

このほかにも、夜釣り中に誤って岸壁から海に転落したと思われる事故が2件発生し、2名の方が亡くなっています。

荒天が予想される場合はもちろん、台風や低気圧が通過した後は、天候が穏やかでも大きなうねりが続くことがありますので、無理をせず、釣りを取りやめる判断も必要です。また、波の高さは一定ではありません。時々大波が来ることがありますので、磯で釣りをする場合は、波の高さを考慮して安全なポジションを選びましょう。

もし海に落ちても、浮かんでいることができれば、救助される可能性が高くなります。足場が悪く波が荒い磯場はもちろん、防波堤や岸壁でもライフジャケットを着用しましょう。



転落場所付近の状況（海上の2名は捜索中の機動救難士）

海の安全情報

「水路通報」と「航行警報」をご存知ですか？

第二管区海上保安本部では、東北の沿岸における船舶交通の安全運航のための各種情報を、「二管区水路通報」として取りまとめ、インターネットホームページなどで提供しています。また、第二管区海上保安本部と東北の各海上保安部では、航行船舶の安全のために緊急に周知する必要がある情報を「二管区地域航行警報」及び「保安部地域航行警報」として、海岸局（しおがまほあん）からの無線電話（VHF）とインターネットホームページにより提供しています。

東日本大震災で被害を受けた東北太平洋沿岸の主要な港では、本格的な復旧工事が進められ、船の航行が制限されている海域が増えていますので、航海を予定している海域の情報を事前に入手し、工事区域などを避けて航行してください。

二管区水路通報と各地域航行警報は、次のURL からご覧いただけます。

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN2/koukouanzen/index.html>

沿岸情報入手のお役立ちアイテム「海洋政策支援情報ツール」をご紹介します。

海上保安庁では、海洋に関する様々な情報を地図上に重ね合わせ、ビジュアルに表示するインターネットサービス「海洋政策支援情報ツール」を提供しています。閲覧できる情報は、背景図（白地図、公共地図など）、インフラ情報（海底ケーブル、航路標識など）、環境情報（湿地、干潟、海水浴場など）、社会情報（漁業権設定区域、港湾区域など）、海洋情報（水深、海流など）の52項目です。

漁業権設定区域では、定置漁業や区画漁業（養殖漁業）、共同漁業の漁場の概略の位置が確認できますので、是非一度使ってみてください。

海洋政策支援情報ツールは、次のURL からご覧いただけます。

<http://www5.kaiho.mlit.go.jp/kaiyo/>

海難防止活動 「釣り中の事故防止推進活動」を実施します！

第二管区海上保安本部では、11月1日から30日までの間、釣り中の海中転落事故を防止するために、磯場、防波堤、釣具店などを巡回して、自己救命策の確保、気象・海象の把握、複数での行動の励行などについて周知啓発活動を実施します。

釣り中の事故防止のポイント

- ① 命を守る3つの基本を励行しましょう（自己救命策の確保）
 - ライフジャケットの常時着用
 - 携帯電話（防水又は防水パック使用）等の適切な連絡手段の確保
 - 海のもしもは118番
- ② 単独行動はやめましょう（仲間がいれば、救助や救助機関への通報が期待できます）
- ③ 気象・海象情報に注意しましょう（天候が悪化しそうな場合は、釣りを取りやめる勇気を！）
- ④ 体調管理を怠らないようにしましょう（磯場で倒れたら大変！）
- ⑤ 釣り場や帰宅予定時刻等行動予定を家族などに伝えましょう（万が一事故に遭った場合、捜索の手がかりになります）
- ⑥ 釣り場の地形や状況に注意しましょう（岸壁や防波堤は、海に落ちると、自力で上がるのは困難。梯子が設置されている場所もあるので、確認しておきましょう。磯場におりる場合も無理はしないで！）



ワンポイント講座 海難事故防止のためのワンポイント講座です。今回は、衝突海難の防止についてのお話。

海上保安庁がまとめた平成23年の全国のプレジャーボートの海難発生隻数は950隻で、海難の種類別で発生隻数が多いのは、機関故障（210隻）、運航阻害（167隻）、次いで衝突（145隻）となっています。衝突海難の原因では、見張り不十分（96隻）、次いで操船不適切（35隻）となっていて、人為的な要因が約9割を占めています。

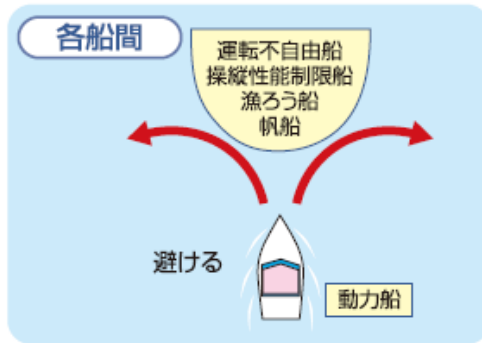
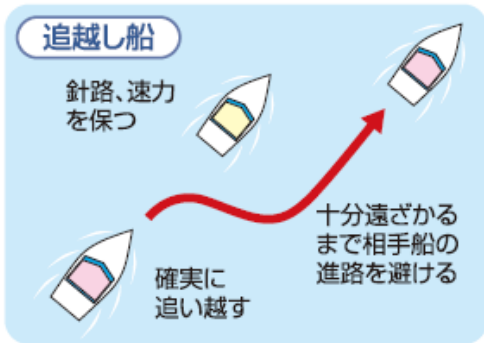
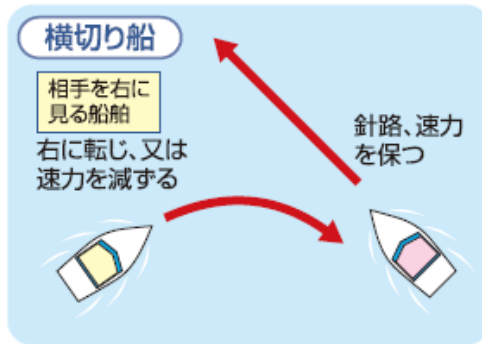
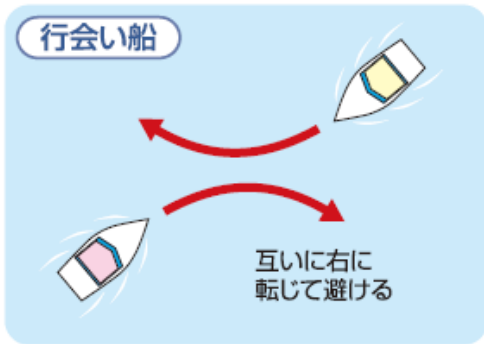
衝突海難を防ぐために、次の事項を励行しましょう。

- ① 常時適切な見張り…航行中はもちろん、漂泊して釣りなどを行っている時も、他の船と衝突するおそれがないか早めに判断できるように、常に周囲の見張りを行う必要があります。また、夜間に入出港する際に、灯台や灯浮標を見誤り、自船の位置を誤認して防波堤に衝突する事故が発生していますので、位置確認もしっかり行いましょう。
- ② 状況に応じた適切な操船…衝突するおそれがある場合は、海上衝突予防法などに定められたルールを守り、相手船との見合い関係や相手船の避航動作の有無などの状況に応じて適切な操船を行い、衝突を防ぐ必要があります。また、衝突を避けるための動作は、早めに行うことが大切です。
- ③ 法定灯火などの適切な使用…船舶が表示すべき灯火や形状物などは、海上衝突予防法などにより定められています。船に備えられている灯火は、夜間や霧の中で自船の存在や進行方向などを相手船に知らせるために、適切に使用しましょう。

【基本的な海上交通ルール】

次の図は、海上衝突予防法に定められた航法ルールのうち、主な基本ルールを抜粋したものです。船の航法等について定めた法令は、このほかに港則法と海上交通安全法があります。

基本的な海上交通ルール

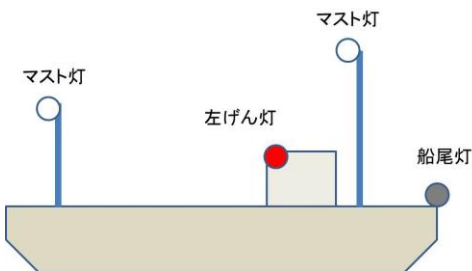
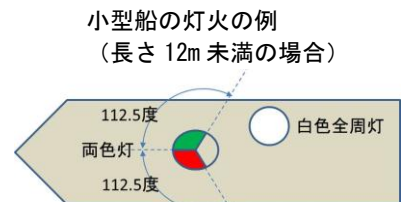
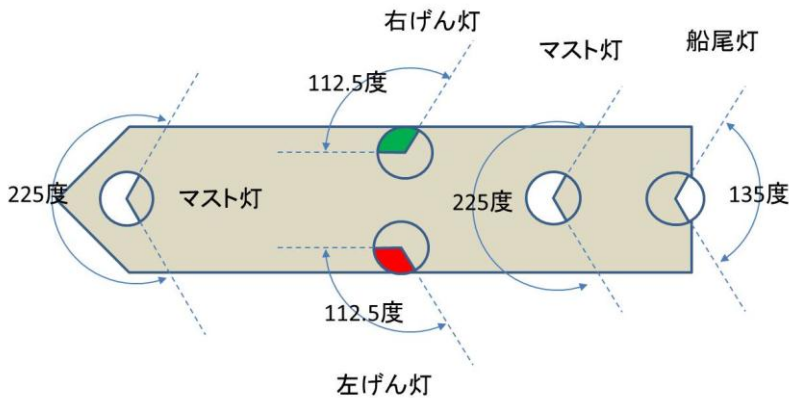


相手船の避航動作のみでは衝突が避けられないときは、自船も機関を停止又は後進にするなどして、衝突を防ぐための協力動作をとらなければなりません。

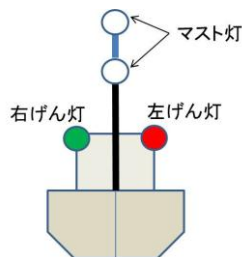


【法定灯火と灯火の見え方の例】

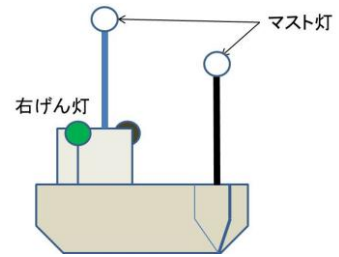
次の図は、一般的な動力船に表示が義務付けられている灯火を例示したものです。小型船では、マスト灯などの灯火の数や灯火の位置等の要件が緩和されています。



左舷側真横から見える灯火の状況。
マスト灯と左げん灯が見えます。



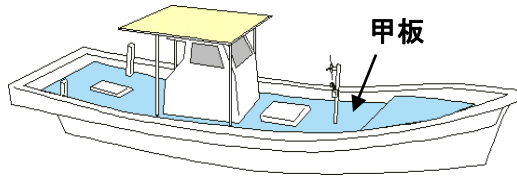
船首側正面から見える灯火の状況。
マスト灯と両げん灯が見えます。



船首右斜め前から見える灯火の状況。
マスト灯と右げん灯が見えます。

海の言葉 海や船に関する用語について解説します。今回は「甲板（こうはん）」についてのお話。

一般に船の上面を覆っている板状の床部分を甲板と言います。大型船では、甲板が何層にも分かれていてそれぞれに呼び名があります（上甲板、船橋甲板など）が、和船などの小型船では、甲板がないものもあります。船員など船の関係者は、一般に「こうはん」又は英語名称であるデッキ（deck）



と呼び、船舶安全法施行規則などの法令用語としても「こうはん」と呼ぶのが一般的ですが、世間では「かんぱん」と呼ばれることが多いようです。

簡易安全ツール紹介 浮くっちゃボトルで助かっちゃ！

身の回りにある物を利用して作れる簡易安全ツールをご紹介します。今回は、海に転落した人を救助するための応急的な救助用具の代用品「浮くっちゃボトル」。ペットボトルと細索、砂、塗料スプレー等があれば作れますので、トライしてみてください。（※法令に定める船舶の救命設備などではありません）

詳しい作り方は、若松海上保安部のHP、次のURLへ↓↓

http://www.kaiho.mlit.go.jp/O7kanku/wakamatsu/service/ukuccha/ukucchya_bottle1.htm



本紙を印刷物でご覧の方へ

マリレ情報よろず屋をホームページからご覧になる場合は、次のURLから！「マリレよろず屋」で検索してもヒットします！

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/O2kanku/yorozuya/index.htm>